

弘前ぐらし市民ライター設置要領

(設置)

第1条 市民等の参画による情報発信力の強化により、弘前市のまちの魅力を効果的にPRし移住促進を図るとともに、市民のまちへの愛着や誇りの醸成を図るため、「弘前ぐらし市民編集部」を組織し、「弘前ぐらし市民ライター（以下「市民ライター」という。）」を設置する。

(活動内容)

第2条 市民ライターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内等における人物及び各種団体、地域の話題、行事、催物等を取材し、これによって作成した記事及び撮影した写真又は動画（以下「記事等」という。）を市に提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める広報活動

(定数)

第3条 市民ライターの定数は、市長が別に定める。

(要件)

第4条 市民ライターの要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 弘前市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある者で、弘前市に在住し、又は在勤・在学するもの（高校生以上）
- (2) ボランティアとして活動できる者

(募集及び選考)

第5条 市民ライターの募集及び選考は、市長が別に定める募集要項により実施する。

(任命等)

第6条 市長は、市民ライターの募集に対する応募があったときは、市民ライター任命の可否について審査し、適当と認めた時は、弘前ぐらし市民ライター任命書（様式第1号。以下「任命書」という。）を交付するものとする。

- 2 市民ライターの任期は、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項ただし書の規定により再任された場合は、任命書を交付するものとする。

(登録抹消)

第7条 市長は、市民ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民ライターの任命を取り消すことができる。

- (1) 市民ライターから退任の申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する活動ができなくなったとき。
- (3) 第9条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他市民ライターとして不適格であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による任命の取り消しを行ったときは、その旨を弘前ぐらし市民ライター任命取消通知書（様式第2号）により当該市民ライターに通知するものとする。

（報酬）

第8条 市民ライターの活動に対する報酬は、無報酬とする。

（禁止行為）

第9条 市民ライターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市民ライターの立場を濫用すること。
- (2) 市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 市民ライターの活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (4) 活動先等に対して迷惑となること。
- (5) 市民ライター制度の円滑な運営を妨げること。
- (6) その他市長が適当でないと認めること。

（記事等の編集）

第10条 市民ライターが市に提供した記事等の著作権やその他の権利は市に帰属し、記事等に用いられている文言等について、市は、市民ライターの同意を得たうえで必要な編集を行うことができる。

（記事等の掲載）

第11条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等のうちから適当と認めるものを、移住ポータルサイト「弘前ぐらし」ホームページのほか、市のWebサイト、SNS、広報紙等に掲載するものとする。

2 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのある情報
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報
- (3) 特定の個人や起業等を誹謗中傷・批判する情報
- (4) 事実と相違又は誤認する恐れのある情報
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報
- (6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報
- (7) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない情報
- (8) 法令に反し、又は反するおそれがある情報
- (9) その他市長が不適切であると認める情報

(免責)

第12条 取材等において市民ライターが負ったけが、第三者に与えた損害等に対して、市は損害保険会社と締結した市主催行事や市民活動に係る損害保険契約の範囲内において補償を行うものとし、その他の損害等に対して市は責任を負わない。

(庶務)

第13条 市民ライターに関する庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、市民ライターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。